

病院職員の過重労働軽減に関するお願い

昨今、「働き方改革」が国を挙げて進められるなか、医療従事者とりわけ医師の過重労働が問題となっています。厚生労働省では検討会が設けられ、各医療機関でできるものから速やかに取り組むことを求める項目について取りまとめた「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」の通知が行われました。当院でも時間外労働や休日労働など長時間労働が目立ち、慢性的な過重労働の状態が続いているため、労働環境改善について対策を検討しています。医療の質を落とさないためにも、患者さんやご家族の皆様には、以下についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 病状の説明や手術・処置の説明は原則、勤務時間内に行います。

ただし、診療等の関係や緊急事態の場合はこの限りではありません。

(平日 8:30-17:15)

これまで、上記説明については、ご家族の希望を優先させていただいておりましたが、夕方以降や休日に行くことが多く、医療従事者の慢性的な長時間労働の一因となっております。これを解消するため**医療従事者からの説明やご相談は原則勤務時間内とし、同じ説明やご相談は可能な限り複数回行わない設定**とさせていただきます。

ただし、説明した内容が十分にご理解いただけていない場合等は、ご遠慮なくご質問下さい。お仕事など調整が難しいとは思いますが、原則時間内(平日 8:30-17:15)の設定にご協力をお願い申し上げます。



2. 土日、祝日、平日夜間は、当直・当番医師が主治医に代わり責任を持って対応します。

土日、祝日、平日夜間の診療については、当直医や当番医師が対応させていただきます。必要に応じて、主治医と連絡を取りながら適切な診療を行いますのでご安心ください。

平成30年10月17日
大分大学医学部附属病院長